

## お知らせ

### 「農業のもつ教育力」 シンポジウム記録集発行の紹介

一昨年四月札幌で開催された、「農業のもつ教育力」シンポジウムは、全国初の催しとして行われましたが、これを主催した実行委員会では昨年十月、当日の催しの全容をまとめた「記録集」を発行しました。

実行委員会では、財源的に厳しい状態にあつたため、当研究所において編集と発行に協力しましたので、会員にはすでに無償配付しました。

学校教育に農業体験を組み込むための協議が、農水、文部両省間で始まり「食教育」の充実など、農業・農村の多面的な一分野として「農業のもつ教育力」が改めて評価されております。

当日の出席者などに対し一定部数の配付を行いました。反響が大きく、その後、追加配付の希望がありましたので、実行委員会では昨年十二月に第二刷りを行い対応しております。

農業関係者には相当数配られているので既にお目通しのこととは思いますが、広く教育関係者などにも一読を勧めたいのですが、適当な方法がない状況にあります。もしも関心を持ち、必要な方がおられましたら、次ぎにより申し込まれますよう紹介願います。

#### ◇シンポジウム「農業のもつ教育力」

―農業・農村が育む  
人間性―（記録集）

発行 「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会

体裁 A四版、表紙レザック、  
本文二〇ページ

内容 記録写真、シンポジウムの記録、主な新聞雑誌の報道記事、アンケート調査の結果、会場での配付資料

頒価 一、〇〇〇円（税込送料込）

申込先 札幌市中央区北一条西

七丁目一―

住友海上札幌ビル8階

（財）北農会内

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会事務局

電話〇一一（二五）三三三五

Fax〇一一（二七）五一一六

〇振込先 北洋銀行道庁支店

〇座番号 三三一一五二〇

〇座名 農業のもつ教育力シン

ポジウム実行委員会

委員長 黒柳俊雄

#### ◎図書刊行の紹介

『二十一世紀の北海道農業と農村―新たな基本法の制定に向けて―』

新たな基本法の制定は北海道農業にとつても極めて重要な意味をもつことから、当研究所では一昨年

七月、北海道開発局の協力のもとに大学や農業試験場の研究者を構成員とする「北海道農業農村基本問題研究会」を設置し、約一年間

の分析・検討を行いました。その結果をまとめ、このほど二十一世紀の北海道農業と農村―新たな基本法の制定に向けて―として出版しました。

昨年九月国の食料・農業・農村基本問題調査会による答申が行われました。それに基づく「新しい基本法」と関連法案の検討がなされ、すでに政策目標や具体的な政策プログラムがだされているところですが、北海道の地域にとつて必ずしも方向が見えてこない実態にあります。

したがって、現行基本法下での北海道農業の現状を明らかにし、新たな基本法に対する北海道からの提言などが盛り込まれている本書でのまとめは、今後の施策展開の反映などに役立つものと考え、農業関係者の学習はもちろんなこと、広く道民の理解をうるための好資料と思われれます。

◇『二十一世紀の北海道農業と農村―新たな基本法の制定に向けて―』

著者 研究会構成メンバー

太田原 高昭(北大農学部・教授他七名による)

編集 北海道地域農業研究所

刊行 北海道協同組合通信社

体裁 B5版、表紙レザック、

本文一七〇ページ

価格 二千円(税込み)

送料四百円

申込先 北海道協同組合通信社

電話〇一一(三三一)

五二六一

Fax〇一一(二〇九)

〇五三四

### ◎シンポジウム「試される大地・エゾシカとの共生」

―明るい北海道の未来に向けて―

(社)日本技術士会北海道支部及び北海道技術士センターでは、地域産業研究会を発足し、主として企業内「技術士」による農業・農村及び関連産業の研究を続けておりますが、その一環として、道東地方を中心にエゾシカによる農林被害や交通事故の課題についてシンポジウムを開く計画をしてお

ります。

平成十一年三月五日、北海道大 学学術交流会館を予定しています が、詳細については別途各関係機 関を通じて案内されるので、関心 のある方は今から予定されるよう お知らせします。

この問題はご承知のとおり、農 林被害と自然保護の両面からはつ ねに対立する関係にあるなど、地 域としては大きな問題になってい ます。

したがって、話題提供は①生息 実態の概要報告、②駆除現場にお ける実態報告、③自然保護の観点 からの報告、④農業被害の概要報 告、⑤森林被害の概要報告、⑥シ カの有効活用と地域振興の事例報 告など多彩に盛り込まれておりま す。

なお、照会事項などありました ら次にご連絡下さい。

### ◇(社)日本技術士会北海道支部 北海道技術士センター

札幌市厚別区厚別中央一条五丁目 四番一号  
北海道開発コンサルタント(株)内

電話〇一一(八〇二)一六一七  
地域産業研究会エゾシカ

シンポジウム実行委員会



### 研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成十年十月～平成十一年一月)

#### ○第九回北海道農業経済学会・個 別報告

主催 北海道農業経済学会

とき 平成十年10月23日

テーマ 「酪農専業地域における草 地基盤整備効果の顕在化の 可能性と条件」

報告者 北倉 公彦(当研究所・特 別参与)

○全農札幌支所職員研修会

主催 全農札幌支所

とき 平成十年11月4日

テーマ 「北海道農業の現状とわか える課題」

講演者 富田 義昭(当研究所・常 務理事)

○平成十年度特設「農産物市場 経済コース」研修

主催 国際協力事業団(JICA)、

支庁(帯広市他)

とき 平成十年11月5日

テーマ 「研修員成果発表会での助 言」

対応者 富田 義昭(当研究所常務 理事)

○十勝圏物流セミナー

主催 十勝支庁地域政策部

とき 平成十年11月11日

テーマ 「道東地区における農業関 連貨物の物流について」

講演者 富田 義昭(当研究所・常 務理事)

○青森県々飛躍の芽「大集会

主催 青森県農林部

とき 平成十年11月12日

テーマ 「農業新時代実現の手順― 明日の日本を支える青森農 業―」

講演者 七戸 長生(当研究所・所 長)

○南留萌地域広域農村総合整備 基本調査現地検討会

主催 環境保全サイエンス(留萌 開発建設部)

とき 平成十年11月17日

テーマ 「南留萌地域の農業・農村 の現状と今後の方向」講演 者 富田 義昭(当研究 所・常務理事)

○第2回北農技術コンサルタント登 録者の集い・研修

主催 北農会農業技術コンサルテ ینگセンター

と き 平成10年11月19日  
テーマ 「新農業基本法と北海道農業農村の進路―調査会最終答申と新農業法への提言―」

講演者 太田原 高昭(北大農学部・教授)

○J A ほか 創立五十周年記念講演

主 催 J A ほか  
と き 平成10年11月19日

テーマ 「5年先、10年先の展望を拓く」  
講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

○農業改良普及センター研修会  
主 催 石狩中部農業改良普及センター

と き 平成10年12月9日  
テーマ 「石狩農業の課題と農業振興上の留意点について」

講演者 佐伯 憲司(当研究所・研究部長)

○南留萌地域広域農村総合整備基本調査現地検討会  
主 催 環境保全サイエンス(留萌開発建設部)

と き 平成11年1月25・26日  
テーマ 「南留萌地域の農業・農村の現状と今後の方向」

講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○第6回農村ホリデー  
フォーラム・講演

主 催 北海道農政部署農村計画課  
と き 平成11年1月28日  
テーマ 「農業の多面的価値と教育力」

講演者 七戸 長生(当研究所・所長)

## DATA FILE

### 関連事項/ DATA

**ホクレン農業協同組合連合会**  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西1丁目  
☎ 011(232)6108 広報宣伝課

**北海道農業開発公社**  
〒060-0005  
札幌市中央区北5条西6丁目  
☎ 011(271)2231  
農地開発センター内

**北海道拓殖短期大学**  
〒074-0015  
深川市メム4558  
☎ 0462(3)4111

**北海道大学**  
〒060-8589  
札幌市北区北9条西9丁目  
☎ 011(716)2111

**札幌大学**  
〒062-8520  
札幌市豊平区西岡3条7丁目  
☎ 011(852)1181

**コープさっぽろ生活文化研究所**  
〒060-  
札幌市中央区北7条西18丁目  
☎ 011(641)4417

**酪農総合研究所**  
〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目  
☎ 011(271)3851

## 編集後記

野菜不足解消策として中国からキヤベツの緊急輸入が決まったと言うニュースが報道された。  
高騰する国内品に対して半額程度の価格は、確かに魅力的で、わずかに〇〇ほどであってもそれなりの効果を果たしたと思われる。  
しかし、それならなぜ普段から、もっと多くの量の野菜がコンスタントに、最も近い中国から輸入されないのだろうか？  
これには、どうも二つの理由があるらしい。一つは例の平成六年の米不足による緊急輸入の時と同じで、日本人は本来的に国内物指向が強く、平時に戻るとすぐに輸入物には見向きもしなくなると言うことを、取り扱いの輸入商社が知っていること。もう一つはあまり知られていないが「植物防疫法」がその要因として考え

られる。植物防疫法ではそれぞれの害虫ごとに対象地域と輸入禁止植物が記載されており、日本の生態系を守る些として機能しているが、中国からの輸入禁止植物の中から主な野菜・果物をあげてみると、キュウリ、スイカ、カボチャ、トマトを含むナス科植物、インゲン、ささげ、唐辛子、シントウ、サツマイモ、柑橘類、ピワ、桃、スモモ、梨、ブドウ、リンゴ、柿類、ザクロ、イチジク、バナナ、クルミ、と言った具合で、解放されている野菜を探すのに苦労する。  
これらの野菜も輸入された時点で植物防疫を受けて、中から規制されている虫が発見されると、臭化メチル等の薰蒸処理を受けるか、または輸入先に持ち帰らなければならぬ。いずれも大変なコストがかかるため、やむなくポストハーベストに走る。これは輸入野菜果物の宿命と言えるかも知れない。

一方で、日本の漬物会社が中国に進出して、日本の種で契約栽培によって完成品まで作っていることは以外と知られていない。初めは塩蔵等の一次加工で国内に輸入していたが、人件費や輸送効率(これが、コストの中で最も大きな要素で、製品にしたほうがはるかに効率が上がる)の面から製品輸入に切り替えている。漬物物になってしまえば、我々は抵抗無く、又は知らずにそれを食べているわけだが、この辺が我々消費者の知恵の限界で、プロはその盲点を巧みに利用して利益を得ると言うことか。  
キヤベツは、植物防疫法の数少ない規制対象外品だったということとで、外にも高い野菜があるのになぜ？と言う疑問の答えが得られるし、図らずも植物防疫法が日本の野菜自給率に貢献していることと見るのはうがちすぎだろうか。(K・S)